

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号 (別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市事務分掌規則等の一部改正 (第21号)	1

規 則

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第21号

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(福岡市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 福岡市事務分掌規則 (平成17年福岡市規則第14号) の一部を次のように改正する。

目次中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第 2 条 第 3 項中「業務システム係」を「業務システム第 1 係
業務システム第 2 係」に、

「国際政策課」を「国際政策係」に、「給与支給係」を「給与支給第 1 係
多文化共生課」に、「給与支給第 2 係」に、

「福利厚生課」を「職員共済課」に改め、同条第 4 項中「法人第 1 係
事業係」を「保健医療係」に改め、同条第 6 項中「企画係」を「法人第 2 係」を

「法人納税第 1 係」に改め、同条第 6 項中「企画係」を「子ども政策係」に改め、
「法人納税第 2 係」を「企画係」に改め、

「ひとり親福祉係」を削り、「子ども見守り支援課」を「子ども見守り支援課
子ども貧困対策係」に、
「ひとり親福祉係」

「地域交通課
企画調整係
公共交通支援第 1 係
公共交通支援第 2 係」
宅都市みどり局」に、「公共交通支援係」を に改め、「拡
幅推進係」を削り、「開発・建築調整課」を「建築調整課」に、
「開発指導第 1 係
開発指導第 2 係
開発・盛土指導課」 を 「拡幅推進係
開発・盛土指導課
開発指導第 1 係
開発指導第 2 係」 に、「地域計画係」を
「地域計画第 1 係
地域計画第 2 係」 に、「基盤計画係」を 「基盤計画係
開発調整係」 に、「公園部
運営課」を
「みどり推進部
みどり企画課
企画係
計画調整係
事業計画係
みどり推進課
推進係
啓発係
みどり運営課」 「政策課
企画係
調整係
活用課」 を「みどり活用課」に、「整備課」を「みどり整
備課」に改め、同条第14項中 「クルーズ支援係
クルーズ係」を 「クルーズ企画係
クルーズ誘致係」に、
「事業計画係
再整備計画課
再整備計画係」 を 「事業推進課
再整備計画係
施設計画係
事業計画係」 に改め、「環境共創係」を削る。
第 5 条の 2 第 2 項第 3 号中「動画等」を「ソーシャルメディア等」に改める。
第 7 条第 4 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を
加える。
(5) 行政事務センターに関すること。
第10条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を次のように改める。
(3) アジア太平洋都市サミット及び国際連合人間居住計画福岡本部に関すること。
第10条第 1 項中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同
条第 3 項第 2 号中「国際協力」を「アジア圏との交流」に改め、同号ただし書中「国際
政策課」を「国際交流課」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、
第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 多文化共生課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 在住外国人に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 福岡よかトピア国際交流財団との連絡調整に関すること。

第11条第6項中「福利厚生課」を「職員共済課」に改める。

第15条の2第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第18条第3項第1号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改め、同項第2号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に、「公園部整備課」を「みどり推進部みどり整備課」に改め、同項第3号ただし書及び同条第4項第1号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第22条中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。

第22条に次の1号を加える。

(1) 部内の他の課の主管に属しないこと。

第22条の2第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項に次の1号を加える。

(5) 防災訓練の企画に関すること。

第23条第1項第9号に次のただし書を加える。

ただし、スポーツ事業課の所管に係るものを除く。

第23条第1項第13号を次のように改める。

(13) プロスポーツ等との連絡調整に関すること。

第23条第3項第1号中「市民スポーツ・レクリエーションの振興に係る」を「福岡マラソン等」に改め、同号ただし書及び第2号を削る。

第24条第1項第7号中「婦人相談及び婦人保護」を「女性相談及び女性支援」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

に基づく施策の総合的な企画及び調整に関すること。

第24条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) DV被害者相談及びDV被害者支援に関すること。

第24条第2項第2号及び第3項第2号ただし書を削り、同項第3号中「男女が抱える問題に係る相談」を「男女共同参画推進センターの総合相談」に改める。

第28条の2第1項第2号を削り、同項第3号中「及びひとり親家庭支援センター」を「、児童心理治療施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下この項において「児童福祉法等」という。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「児童福祉法等」を「児童福祉法」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「児童福

祉法等」を「児童福祉法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「児童福祉法等」を「児童福祉法」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号ただし書中「子ども発達支援課」を「子育て支援部障がい児事業所指導課」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を次のように改める。

(10) 児童手当に関すること。

第28条の2第1項中第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 困難を抱える子どもの把握・支援に関すること。

第28条の2第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項に次の5号を加える。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく施設の設置、変更及び廃止に関すること。

(4) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、災害遺児手当及び第3子優遇に係る手当に関すること。

(5) ひとり親家庭支援センターに関すること。

(6) 当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の指導及び連絡調整に関すること。

第29条第2項第5号中「維持管理」を「整備及び修繕」に改め、同条第3項第5号ただし書を削り、同条第5項第1号中「心身障がい児」を「障害児」に改め、同号ただし書及び同項第2号ただし書中「福祉局」を「障がい児事業所指導課及び福祉局」に改め、同項第4号から第7号までを次のように改める。

(4) 児童福祉施設（市立障がい児通園施設に限る。）の設置、変更及び廃止に関すること。

(5) 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。）の整備に関すること。

(6) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に関すること。ただし、福祉局及び教育委員会の所管に係るものを除く。

(7) その他障がい児の保健福祉に関すること。ただし、部内の他の課、福祉局及び保健医療局の所管に係るものを除く。

第29条第5項第8号ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

6 障がい児事業所指導課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法（障害児に係るものに限る。）に基づく事業所の指定及び指導に関すること。

(2) 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。）の認可及び指導に関すること。

(3) 社会福祉法に基づく法人（障害児入所施設及び児童発達支援センターに係るものに限る。）の認可及び指導に関すること。ただし、子ども健やか部子ども家庭課、指導監査課、福祉局及び保健医療局の所管に係るものを除く。

(4) 当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の指導及び連絡調整に関すること。

第31条の2第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。

第31条の3第2項を削り、同条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号ただし書中「地域福祉課」を「地域共生課」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「(平成25年法律第105号)」を削り、同号を同項第11号とし、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

生活福祉課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。

(2) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に関すること。ただし、保護課の所管に係るものを除く。

(3) ホームレス自立支援に関すること。

(4) 社会福祉法に基づく包括的な支援体制に関すること。

(5) 当該課所掌事務に係る福祉事務所所掌事務の指導及び連絡調整に関すること。

第31条の3第3項中「地域福祉課」を「地域共生課」に改め、同項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に関すること。

第31条の3第4項第3号を次のように改める。

(3) 高齢者の権利擁護に関すること。

第31条の3第4項中第4号及び第5号を削り、同項第6号を次のように改める。

(6) 高齢者の健康づくり及び介護予防に関すること。

第31条の3第4項中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第32条第1項第3号中「高齢者福祉等」を「敬老事業及び老人いこいの家」に改め、同号ただし書を削り、同項第7号中「老人福祉センター」を「福岡100プラザの施設整備」に改め、同号ただし書を削り、同条第3項第7号中「老人福祉センター」を「福岡100プラザの管理運営」に改め、同号ただし書を削り、同条第4項第2号中「老人福祉法」の次に「(昭和38年法律第133号)」を加え、同項第4号中「老人保護措置」を「養護老人ホームへの入所措置」に改め、同号ただし書を削り、同項第5号中「高齢者虐待防止法」を「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」に改める。

第33条第1項第3号ただし書及び第4号ただし書中「障がい者支援課」を「障がい在宅福祉課」に、「障がい福祉課」を「障がい施設福祉課」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号

を加える。

(10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関すること。

第33条第1項中第14号を第17号とし、同項第13号ただし書中「障がい者支援課、障がい福祉課」を「障がい在宅福祉課、障がい施設福祉課」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

(1) 知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく障がいの成年後見制度に関すること。

(2) 障がい者差別の解消の推進に関すること。

(3) 障がいの理解の促進に関すること。

第33条第2項中「障がい者支援課」を「障がい在宅福祉課」に改め、同項中第2号を削り、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 障害者総合支援法に基づく訪問・相談系サービス事業者の指定及び指導に関すること。

第33条第2項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、同項第7号ただし書中「障がい福祉課」を「障がい施設福祉課」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号ただし書中「障がい福祉課」を「障がい施設福祉課」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第9号を削り、第10号を第6号とし、第11号から第13号までを4号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(10) 身体障害者福祉法等に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。ただし、障がい企画課、障がい施設福祉課、生活福祉部及び高齢社会部、こども未来局並びに保健医療局の所管に係るものを除く。

第33条第3項中「障がい福祉課」を「障がい施設福祉課」に改め、同項第1号中「事業者」を「施設系サービス事業者」に改め、同項第4号を削り、同項第3号ただし書中「障がい者支援課」を「障がい在宅福祉課」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 障がい者及び障がい児の保健福祉に関すること。ただし、障がい企画課及び障がい在宅福祉課、こども未来局並びに保健医療局の所管に係るものを除く。

第33条第3項第5号ただし書中「障がい者支援課」を「障がい在宅福祉課」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 障がい者の就労に関すること。

第35条第2項第4号を次のように改める。

(4) 健康づくりの推進に係る事業実施に関すること。ただし、地域保健課の所管に係るものを除く。

第35条第2項第6号を次のように改める。

(6) 福岡100プロジェクトの推進に係る局内の調整に関すること。

第35条の3第3号を次のように改める。

(3) 衛生害虫等、除草対策及び浄化槽に関すること。

第35条の3第6号を次のように改める。

(6) 引き取り手のない遺体の取扱いに関すること。

第35条の3中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第37条第2項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 環境に関する広報に係る総合調整に関すること。

(4) 環境保全の意識の普及向上に関すること。

(5) 地域における環境活動の促進に関すること。

(6) 地域における環境活動の促進に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。

第38条第1項第4号を次のように改める。

(4) 再生可能エネルギーの利用促進に係る企画及び調整に関すること。

第39条第1項第7号を次のように改める。

(7) 自然環境保全の意識の普及向上に関すること。

第40条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) プラスチックごみの分別収集導入に関すること。

第44条に次の1項を加える。

4 グローバルスタートアップ推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 海外スタートアップ拠点との連携に関すること。

(2) 外国人起業家向けワンストップ支援窓口の運営に関すること。

(3) スタートアップビザの運用に関すること。

(4) スタートアップの海外展開支援に関すること。

第45条の2第3項を削る。

第46条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 観光と市民生活の調和促進に関すること。

第46条の2第3項第2号を削り、同条に次の1項を加える。

4 屋台課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 屋台の効用の活用に関すること。

第50条第3項中「農業振興課」を「農業政策課」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 農業の担い手支援に関すること。

第50条第3項第12号から第14号までを削る。

「第10款 住宅都市局」を「第10款 住宅都市みどり局」に改める。

第52条(見出しを含む。)中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第54条第2項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、同条に次の1項を加える。

3 地域交通課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活交通特別対策区域等に関すること。
- (2) 地域公共交通会議に関すること。

第56条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 宅地造成及び特定盛土等規制法第22条、第23条、第41条及び第42条の規定に基づく措置に関すること。

第56条第3項第1号中「福岡市空家等の適切な管理に関する条例(平成28年福岡市条例第68号)」を「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」に改め、同項第2号中「廃屋」を「放置空家等」に改め、同条第5項中「開発・建築調整課」を「建築調整課」に改め、同項第5号から第10号までを削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 狭あい道路拡幅整備事業の推進に関すること。

第56条第6項中「盛土指導課」を「開発・盛土指導課」に改め、同項第1号中「規制区域の指定等」を「盛土等の許可、検査等」に改め、同号を同項第6号とし、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 都市計画法に基づく開発行為及び建築等の許可並びに検査に関すること。ただし、他の局及び局内の他の部の所管に係るものを除く。
- (2) 開発審査会に関すること。
- (3) 宅地防災工事資金の融資に関すること。
- (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関すること。
- (5) 被災宅地危険度判定に関すること。

第57条第1項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

第60条の見出し中「公園部」を「みどり推進部」に改め、同条第5項中「整備課」を「みどり整備課」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「活用課」を「みどり活用課」に改め、同項第2号から第4号までを削り、同項に次の1号を加える。

- (2) セントラルパーク構想の推進に関すること。

第60条中第3項を第4項とし、第2項を削り、同条第1項中「運営課」を「みどり運営課」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項とし

て次の2項を加える。

みどり企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該部及び一人一花推進部の所掌事務に係る連絡調整に関すること。
- (2) 緑地保全、公園・緑地等に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 緑地保全、緑化推進、公園、緑地等の事業に係る調整に関すること。
- (4) 開発行為等による公園の整備等に係る指導及び調整に関すること。
- (5) 部内の他の課の主管に属しないこと。

2 みどり推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 緑化推進に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 公共施設緑化の企画、協議及び調整に関すること。
- (3) 民有地緑化の協議、調整及び指導に関すること。
- (4) 保存樹に関すること。

第63条第3項第1号ただし書及び第64条第2項第1号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第71条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 博多港地方港湾審議会に関すること。
- (5) 当該局の庁舎の管理に関すること。

第72条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同条第2項に次の1号を加える。

- (5) クルーズ船の誘致に関すること。

第73条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 港湾の事業の企画及び調整に関すること。

第73条第2項中「再整備計画課」を「事業推進課」に改め、同項に次の2号を加える。

- (2) 港湾の事業の予算及び調整に関すること。
- (3) 海岸の事業の企画、予算及び調整に関すること。

第74条第5項各号を次のように改める。

- (1) 当該局所管の港湾施設（荷役機械を含む。）の建築、電気及び機械に係る工事の施行に関すること。
- (2) 当該局所管の船舶に係る工事及び修理の施行に関すること。

第93条第4項中「国際政策係長」を「多文化共生係長」に改め、「認可外保育施設係長」の次に「海外連携係長」を加える。

「第5係

第96条中「第5係」を 支援調整課 に改める。

支援調整係」

第97条中「広報相談係」を削り、「振興係」を「魅力発信係」に、
「魅力発信係」を「広報相談係」に、

「地域支援係」を「地域支援係
振興係」に、「保健福祉センター」を「保健福祉センター」
に改める。

「保護第4係」
第98条中「保護第4係」を支援調整課
支援調整係」

「第4係」
第99条中「第4係」を支援調整課
支援調整係」

「保護第4係」
第100条中「保護第4係」を支援調整課
支援調整係」

「保護第5係」
第101条中「保護第5係」を支援調整課
支援調整係」

「地域支援係
生涯学習推進課」
第102条中「地域支援係
生涯学習推進課」を「生涯学習推進課」に、「保護第5係」を
「保護第5係
支援調整課」に改める。
支援調整係」

第107条第1項第3号中「県民税」の次に「・森林環境税」を加え、同条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 個人の市民税・県民税・森林環境税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税（以下「市民税等」という。）の賦課に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
- (2) 市民税等の脱税検査に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
- (3) 市民税等に係る犯則取締に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

第107条第2項第6号を次のように改める。

- (6) 地番現況図の整備、管理及び閲覧に関する事。

第107条第4項第13号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第108条第3項第9号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第109条第3項第4号を削り、同項第5号中「使用料、手数料等」を「使用料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 支援調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉の総合相談窓口の運営に関する事。
- (2) 福祉に係る区役所所掌事務及び関係機関との連絡調整に関する事。

第111条第1項中第16号及び第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項第4号から第6号までを削り、同項第7号中「集客及び」を削り、同号を同項第4号とし、同項に次の2号を加える。

- (5) 広報及び広聴に関する事。
 - (6) 市民相談に関する事。
- 第111条第3項に次の3号を加える。
- (5) 市民体力づくり及びスポーツ・レクリエーション活動に関する事。
 - (6) 青少年の健全育成及び非行防止活動に関する事。
 - (7) 男女共同参画推進活動に関する事。

第112条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 市民税等の賦課に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
- (2) 市民税等の脱税検査に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
- (3) 市民税等に係る犯則取締に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

第112条第2項第6号を次のように改める。

- (6) 地番現況図の整備、管理及び閲覧に関する事。

第112条第4項第13号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第113条第3項第9号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第114条第3項第4号を削り、同項第5号中「使用料、手数料等」を「使用料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項第14号ただし書中「自転車対策・生活環境課」を「生活環境課」に改め、同号を同項第13号とし、同条第7項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく住所不定者への生活困窮者自立相談支援事業の実施に関する事。ただし、福祉局生活福祉課の所管に係るものを除く。

第114条第8項第1号を削り、同項第2号中「博多区」を削り、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

- (2) 福祉に係る区役所所掌事務及び関係機関との連絡調整に関する事。

第117条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 市民税等の賦課に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
- (2) 市民税等の脱税検査に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

るものを除く。

- (3) 市民税等に係る犯則取締に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

第117条第2項第6号を次のように改める。

- (6) 地番現況図の整備、管理及び閲覧に関する事。

第117条第4項第13号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第118条第3項第9号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第119条第3項第4号を削り、同項第5号中「使用料、手数料等」を「使用料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 支援調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉の総合相談窓口の運営に関する事。
(2) 福祉に係る区役所所掌事務及び関係機関との連絡調整に関する事。

第122条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 市民税等の賦課に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
(2) 市民税等の脱税検査に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
(3) 市民税等に係る犯則取締に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

第122条第2項第6号を次のように改める。

- (6) 地番現況図の整備、管理及び閲覧に関する事。

第122条第4項第13号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第123条第3項第9号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第124条第3項第4号を削り、同項第5号中「使用料、手数料等」を「使用料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 支援調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉の総合相談窓口の運営に関する事。
(2) 福祉に係る区役所所掌事務及び関係機関との連絡調整に関する事。

第127条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 市民税等の賦課に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
(2) 市民税等の脱税検査に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。
(3) 市民税等に係る犯則取締に関する事。ただし、財政局税務部法人税務課の所管

に係るものを除く。

第127条第2項第6号を次のように改める。

(6) 地番現況図の整備、管理及び閲覧に関すること。

第127条第4項第13号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第128条第3項第9号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第129条第3項第4号を削り、同項第5号中「使用料、手数料等」を「使用料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 支援調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉の総合相談窓口の運営に関すること。

(2) 福祉に係る区役所所掌事務及び関係機関との連絡調整に関すること。

第132条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 市民税等の賦課に関すること。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

(2) 市民税等の脱税検査に関すること。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

(3) 市民税等に係る犯則取締に関すること。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

第132条第2項第6号を次のように改める。

(6) 地番現況図の整備、管理及び閲覧に関すること。

第132条第4項第13号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第133条第3項第11号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第134条第3項第4号を削り、同項第5号中「使用料、手数料等」を「使用料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 支援調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉の総合相談窓口の運営に関すること。

(2) 福祉に係る区役所所掌事務及び関係機関との連絡調整に関すること。

第137条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 市民税等の賦課に関すること。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

(2) 市民税等の脱税検査に関すること。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

(3) 市民税等に係る犯則取締に関すること。ただし、財政局税務部法人税務課の所管に係るものを除く。

第137条第2項第6号を次のように改める。

(6) 地番現況図の整備、管理及び閲覧に関すること。

第137条第4項第13号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第138条第4項第9号ただし書中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第139条第3項第4号を削り、同項第5号中「使用料、手数料等」を「使用料等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 支援調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉の総合相談窓口の運営に関すること。

(2) 福祉に係る区役所所掌事務及び関係機関との連絡調整に関すること。

第140条第29号及び第141条第35号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第144条第2項中「課」を「部・課」に改め、「処理する」の次に「特命担当の課長又は」を加える。

第157条第3項の表住宅都市局一人一花推進部の項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改め、同条第4項の表子ども未来局子育て支援部指導監査課の部香椎保育所の項中「香椎駅前一丁目」を「香椎駅前二丁目」に改める。

第160条中「、子ども未来局子ども総合相談センター副所長」を削る。

第160条の2第1項中「感染症政策係」を「予防接種係」に改め、「結核対策課」を削る。

第160条の2第2項健康危機管理課の分掌事務中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 保健所における統括保健師の選任に関すること。

第160条の2第2項感染症対策課の分掌事務中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 結核の予防及び医療に関すること。

第160条の2第2項感染症対策課の分掌事務第4号及び第5号を削る。

第160条の2第2項結核対策課の分掌事務を削る。

第183条第1項中「及びセンター」を削り、「西部資源化センター」を「西部資源化係」に改め、同条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 西部工場における廃棄物の処理に関すること。

(2) 西部工場及びその付帯施設の維持管理に関すること。

第183条第3項中「及び資源化センター」を削る。

第184条第2項第1号中「焼却処理及び破砕処理」を「処理」に改める。

第185条第2項第1号中「ごみ、燃えがら等」を「廃棄物」に改める。

第188条第1項中「飼育第2係」を「飼育第2係
飼育第3係」に改める。

第201条第1項第4号中「西部資源化センター、東部資源化センター」を「東部資源

化センター」に改め、「西部資源化センターにあっては西部資源化センター所長とし」を削り、同条第2項第1号中「副所長及び」を削る。

第202条第1項中「、こども総合相談センターの副所長」を削る。

別表第1中「12」を「11」に、「19」を「16」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2

所属	職名	担当事務	数
市長室秘書課	市長秘書	市長の秘書に関する事務	1
	秘書	秘書課長が指定する事務	4
総務企画局	理事	総務企画局長が指定する事務	1
総務企画局行政部法制課	法制係長	法制課長が指定する事務	3
総務企画局DX戦略部データ活用推進課	データ活用推進係長	データ活用推進課長が指定する事務	2
総務企画局DX戦略部システム刷新課	システム刷新係長	システム刷新課長が指定する事務	6
総務企画局DX戦略部DX戦略課	DX戦略係長	DX戦略課長が指定する事務	3
総務企画局DX戦略部サービスデザイン課	サービスデザイン係長	サービスデザイン課長が指定する事務	3
総務企画局国際部多文化共生課	多文化共生係長	多文化共生課長が指定する事務	3
総務企画局国際部国際交流課	国際交流係長	国際交流課長が指定する事務	2
総務企画局国際部アジア連携課	アジア連携係長	アジア連携課長が指定する事務	2
総務企画局人事部職員健康課	産業医	産業医に関する事務	1
総務企画局人事部組織定数課	組織定数係長	組織定数課長が指定する事務	3
財政局	理事	財政局長が指定する事務	1
財政局財政部財政調整課	財政調整係長	財政調整課長が指定する事務	9
財政局税務部特別滞納整理課	特別整理係長	特別滞納整理課長が指定する事務	3

財政局アセットマネジメント推進部大規模施設調整課	調整係長	大規模施設調整課長が指定する事務	3
市民局	理事	市民局長が指定する事務	2
こども未来局	理事	こども未来局長が指定する事務	1
こども未来局子育て支援部指導監査課	指導監査係長	指導監査課長が指定する事務	2
こども未来局子育て支援部保育支援課	認可外保育施設係長	保育支援課長が指定する事務	2
保健医療局	理事	保健医療局長が指定する事務	1
経済観光文化局	理事	経済観光文化局長が指定する事務	1
経済観光文化局創業推進部グローバルスタートアップ推進課	海外連携係長	グローバルスタートアップ推進課長が指定する事務	3
経済観光文化局投資交流推進部企業誘致課	企業誘致係長	企業誘致課長が指定する事務	2
経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財課	主任文化財主事	埋蔵文化財課長が指定する事務	6
住宅都市みどり局	理事	住宅都市みどり局長が指定する事務	2
道路下水道局	理事	道路下水道局長が指定する事務	1
港湾空港局	理事	港湾空港局長が指定する事務	2

別表第3

1 特命担当の部長

所属		特命事項	数
総務企画局	D X戦略部	サービスデザイン	1
総務企画局		働き方D X推進	1
総務企画局	企画調整部	国家戦略特区等推進	1
		事業調整	1
総務企画局		水資源対策	1

福祉局	生活福祉部	調整給付	1
住宅都市みどり局	都市計画部	交通ネットワーク	1
	九大まちづくり推進部	イノベーション推進・Smart EAST	1

2 特命担当の課長

所属		特命事項	数
総務企画局	行政部 法制課	審理員	1
	D X戦略部	サービスデザイン	1
総務企画局		働き方D X推進	9
		水資源対策	1
財政局	財産有効活用部	ふくおか応援寄付推進	1
	税務部	税務システム刷新	1
市民局	総務部	政策調整	1
		区庁舎	1
	生活安全部	事業調整	1
	防災・危機管理部 防災企画課	危機管理	1
	防災・危機管理部	計画	1
	防災・危機管理部 防災推進課	訓練企画	1
子ども未来局	子ども政策部	事業企画	1
	子育て支援部 指導監査課	保育指導等	1
福祉局	総務企画部	福岡100推進	1
	生活福祉部	臨時特別給付金	1
		調整給付	1
環境局	脱炭素社会推進部	環境経営推進	1
経済観光文化局	新産業振興部	水素推進	1
	投資交流推進部	国際金融機能誘致	1
	観光コンベンション部	M I C E施設整備	1
	文化まつり振興部	アートのまちづくり推進	1
農林水産局	総務農林部	農業振興・イノシシ等対策	1
	水産部	海業推進	1

住宅都市みどり局	都市計画部	交通ネットワーク	2
	地域まちづくり推進部	大規模民間開発調整	1
	都心創生部	ウォーターフロントまちづくり推進	2
	九大まちづくり推進部	イノベーション推進・Smart EAST	1
	一人一花推進部	フラワーショー	1
港湾空港局	総務部	財産活用	1

3 主査

所属		特命事項	数	
市長室	広報戦略室	広報戦略課	シティプロモーション	1
		広報課	情報プラザ	1
		報道課	情報収集	1
総務企画局	行政部	法制課	行政不服審査統括	1
			審理員	1
		行政マネジメント課	業務効率化	1
		行政事務センター	1	
	D X戦略部	情報システム課	標準化	1
総務企画局		働き方D X推進	3	
		水資源対策	1	
総務企画局	国際部	国際政策課	アジア太平洋都市サミット	2
			国際交流課	姉妹都市交流
			国際交流推進	1
財政局	財政部	契約課	入札調整	1
	財産有効活用部		事業運営	1
			事業企画	1
	財産有効活用部	財産管理課	本庁舎改修	1
	税務部		収滞納システム	1
			所得課税システム	1
			資産課税システム	1
税務部	納税企画課	徴収マネジメント	1	

市民局	アセットマネジメント推進部	施設建設課	大規模施設	1	
		設備課	防災設備整備	1	
	総務部			政策調整	1
				事業調整	1
				区庁舎	1
	総務部	戸籍住民課	事業推進		1
			マイナンバーカード交付センター		1
	コミュニティ推進部	公民館支援課	公民館等事業調整		1
		生涯学習課	社会教育		1
	生活安全部			事業調整	1
				環境整備	1
	防災・危機管理部		計画		1
	防災・危機管理部	防災推進課	訓練企画		1
		地域防災課	避難所環境改善		1
	スポーツ推進部	スポーツ施設課	事業調整		1
子ども 未来局	子ども政策部	子ども健全育成課	若者支援	1	
	子ども政策部		事業企画	1	
	子ども健やか部	子ども家庭課	こどもの見守り等		2
		子ども健やか課	事業推進		1
			母子保健システム		1
	子育て支援部	運営支援課	子ども子育て支援システム		1
		事業調整課	保育所多機能化		1
福祉局	総務企画部		福岡100推進	1	
	ユマニチュード推進部	ユマニチュード推進課	国際展開推進	1	
		認知症支援課	活躍推進		1
	生活福祉部	生活福祉課	包括支援推進		1
		地域共生課	地域活動支援		1
		地域包括ケア推進課	普及展開		1

	生活福祉部		事業推進	1		
			業務	1		
			総務	1		
			業務	1		
			事業推進	1		
	高齢社会部		介護保険課	認定審査	1	
				重度化防止推進	1	
				介護保険システム刷新	1	
			事業者指導課	指導調整	1	
	障がい者部		障がい企画課	工賃向上	1	
保健医療局	総務企画部		保健医療政策課	事業推進	1	
			病院事業課	市民病院のあり方検討	1	
				市民病院施設検討	1	
	健康医療部		地域医療課	災害医療	1	
				医薬務業務推進	1	
			地域保健課		事業調整	1
					地域保健推進	1
	生活衛生部		生活衛生課	葬祭場整備	1	
動物愛護管理センター 将来構想検討等				1		
環境局	環境政策部		環境政策課	福岡方式普及促進	1	
	脱炭素社会推進部		脱炭素社会推進課	地域脱炭素推進	1	
	脱炭素社会推進部			環境経営推進	1	
				計画改定	1	
	環境監理部		環境調整課	生物多様性	1	
	循環型社会推進部		計画課	プラスチック分別収集 導入	1	
			ごみ減量推進課	事業調整	1	
施設部		施設課	福岡方式技術指導	1		
経済観光文化局	総務・中小企業部		地域産業支援課	商店街地域観光連携	1	
	創業推進部		創業支援課	創業企画	1	
			創業・大学連携課	産学連携施設活用	1	

		企業連携課	企画調整	1
新産業振興部		新産業振興課	半導体関連産業振興	1
新産業振興部			水素推進	1
			モビリティ推進	1
			基盤計画	1
			設備計画	1
投資交流推進部		企業誘致課	外国企業誘致	1
投資交流推進部			国際金融機能誘致	1
			国際金融機能強化	1
観光コンベンション部		観光マーケティング課	広域観光促進	1
観光コンベンション部			M I C E 施設整備	3
文化まつり振興部			アートのまちづくり推進	2
文化まつり振興部	文化施設課		拠点文化施設整備	1
			拠点文化施設管理・運営	1
文化財活用部	史跡整備活用課		福岡城跡等復元整備	1
			福岡城天守調査	1
ボートレース事業部		経営企画課	ボートレースパーク化推進	1
農林水産局	総務農林部	政策企画課	農山漁村活性化	1
		農業政策課	地域計画	1
	総務農林部		農産	1
			園芸・畜産	1
			イノシシ等対策	1
	総務農林部	森づくり推進課	木材利用促進	1
	水産部	水産振興課	養殖推進	1
		漁港課	海づくり公園整備調整	1
	水産部		計画	1
			推進	1
住宅都市みどり局	総務部	企画課	事業推進	1
	都市計画部	交通計画課	事業調整	1
	住宅部	住宅建設課	用地整備	1

		住宅運営課	入居制度等検討	1
	地域まちづくり推進部	地域計画課	七隈線沿線まちづくり	1
		都市景観室	案内サイン等検討	1
		跡地計画課	博多部まちづくり	1
	地域まちづくり推進部		大規模民間開発調整	1
	都心創生部	都心事業推進課	都市再生事業	1
	九大まちづくり推進部	Smart EAST基盤計画課	環境対策調整	1
	九大まちづくり推進部		イノベーション推進・Smart EAST	3
	一人一花推進部		フラワーショー	4
道路下水道局	総務部	政策調整課	国際展開推進	1
	管理部	下水道管理課	排水指導	1
	計画部	下水道計画課	下水道主要施設再構築	1
	建設部	中部下水道課	合流改善	1
	下水道施設部	施設調整課	エネルギー対策	1
港湾空港局	総務部		財産活用	2
	港湾振興部	港営課	施設老朽化対策	1
			港湾施設適正利用推進	1
	港湾計画部	計画課	カーボンニュートラルポート形成	1
港湾建設部	施設課	船舶建造	1	

別表第4中「国際政策係長」を「多文化共生係長」に改め、「認可外保育施設係長」の次に「、海外連携係長」を加える。

別表第5を次のように改める。

別表第5

1 特命担当の課長

所属		特命事項	数
東区役所	市民部	集約業務	1
	保健福祉センター	集約業務	1
博多区役所	市民部	集約業務	1
	保健福祉センター	集約業務	1

中央区役所	市民部	集約業務	1
	保健福祉センター	集約業務	1
南区役所	市民部	集約業務	1
	保健福祉センター	集約業務	1
城南区役所	市民部	集約業務	1
	保健福祉センター	集約業務	1
早良区役所	市民部	集約業務	1
	保健福祉センター	集約業務	1
西区役所	市民部	集約業務	1
	保健福祉センター	集約業務	1

2 主査

所属		特命事項		数
東区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進	1
	市民部	納税課	証明サービスコーナー	1
		市民課	証明サービスコーナー	1
			住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
			権利擁護等	1
保健福祉センター		集約業務	1	
博多区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進	1
	市民部	納税課	証明発行コーナー	1
		市民課	住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
			権利擁護等	1
保健福祉センター		集約業務	1	
中央区役所	市民部	納税課	証明サービスコーナー	1
		課税課	都心部評価	1
		市民課	証明サービスコーナー	1
			住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1

	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
			権利擁護等	1
	保健福祉センター		集約業務	1
南区役所	総務部	企画振興課	多文化共生推進	1
	市民部	市民課	住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
			権利擁護等	1
	保健福祉センター		集約業務	1
城南区役所	市民部	市民課	住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	権利擁護等	1
	保健福祉センター		集約業務	1
早良区役所	市民部	市民課	住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
			権利擁護等	1
保健福祉センター		集約業務	1	
西区役所	総務部	地域支援課	離島振興	2
	市民部	市民課	住民基本台帳審査事務等	1
		西部出張所	戸籍審査事務	1
			住民基本台帳審査事務等	1
	市民部		集約業務	1
	保健福祉センター	地域保健福祉課	地域福祉ネットワーク	1
			権利擁護等	1
保健福祉センター		集約業務	1	

別表第6 2 主査の表を次のように改める。

2 主査

所属		特命事項	数	
子ども総合相談センター		教育相談課	教育相談	5
保健所	健康危機管理部	健康危機管理課	新型コロナウイルスワクチン接種	1

			特定給食施設	1
	感染症対策部	感染症対策課	放射線	3
	地域衛生部	医薬務・衛生推進課	医薬務業務推進	1
		東衛生課	環境及び食品衛生	1
		博多衛生課	環境及び食品衛生	1
		中央衛生課	環境及び食品衛生	1
		南衛生課	環境及び食品衛生	1
		城南衛生課	環境及び食品衛生	1
		早良衛生課	環境及び食品衛生	1
		西衛生課	環境及び食品衛生	1
		アジア美術館		魅力向上施設検討
			魅力向上運営検討	1
	博物館	運営課	大規模改修等	1
			リニューアル事業	1
		学芸課	資料収集・活用	1
			教育普及	1
		市史編さん室	事業普及	1
			市史編さん	1
	中央卸売市場	市場課	食肉市場更新検討	1
	中央卸売市場		市場整備	2
	動物園		企画広報	1
			経営	1
	植物園		拠点推進	1
	西部水処理センター		新西部高度処理	1

(福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則の一部改正)

第 2 条 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則 (平成13年福岡市規則第 88号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考第 2 項中「住宅都市局公園部整備課」を「住宅都市みどり局みどり推進部みどり整備課」に改める。

(福岡市節水推進条例施行規則の一部改正)

第 3 条 福岡市節水推進条例施行規則 (平成15年福岡市規則第114号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

別記様式第2号中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に、「下水道局保全課」を「道路下水道局下水道管理課」に改める。

別記様式第3号、様式第6号及び様式第8号中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

(福岡市職員安全衛生規則の一部改正)

第4条 福岡市職員安全衛生規則(昭和48年福岡市規則第54号)の一部を次のように改正する。

別表第1環境局施設部の項中「西部資源化センター所長」を「西部資源化係長」に、

技術係長 中部汚泥再生処理センター所長	を	技術係長 東部資源化センター 所長 中部汚泥再生処理センター所長	に改める。
------------------------	---	---	-------

(福岡市農林業振興審議会規則の一部改正)

第5条 福岡市農林業振興審議会規則(昭和30年福岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第11条中「農業振興課」を「農業政策課」に改める。

(福岡市開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第6条 福岡市開発登録簿閲覧規則(昭和46年福岡市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「住宅都市局建築指導部開発指導課」を「住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課」に改める。

(福岡市開発行為の許可等に関する規則の一部改正)

第7条 福岡市開発行為の許可等に関する規則(平成16年福岡市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第28条中「住宅都市局長」を「住宅都市みどり局長」に改める。

(福岡市優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

第8条 福岡市優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則(平成15年福岡市規則第107号)の一部を次のように改正する。

第14条中「住宅都市局長」を「住宅都市みどり局長」に改める。

(福岡市国土利用計画審議会規則の一部改正)

第9条 福岡市国土利用計画審議会規則(昭和54年福岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第9条中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

(福岡広域都市計画事業員塚駅周辺土地区画整理事業の保留地処分に関する規則の一部

改正)

第10条 福岡広域都市計画事業貝塚駅周辺土地区画整理事業の保留地処分に関する規則(令和6年福岡市規則第137号)の一部を次のように改正する。

第34条及び第35条中「住宅都市局長」を「住宅都市みどり局長」に改める。

(福岡市土地区画整理審議会規則の一部改正)

第11条 福岡市土地区画整理審議会規則(昭和35年福岡市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第8条の表中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

(福岡市都市景観条例施行規則の一部改正)

第12条 福岡市都市景観条例施行規則(昭和62年福岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第34条中「住宅都市局長」を「住宅都市みどり局長」に改める。

(福岡市都市景観審議会規則の一部改正)

第13条 福岡市都市景観審議会規則(昭和62年福岡市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第9条中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

(福岡市屋外広告物審議会規則の一部改正)

第14条 福岡市屋外広告物審議会規則(昭和47年福岡市規則第114号)の一部を次のように改正する。

第8条中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

(福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成2年福岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条中「住宅都市局長」を「住宅都市みどり局長」に改める。

(福岡市建築計画概要書等閲覧規則の一部改正)

第16条 福岡市建築計画概要書等閲覧規則(昭和46年福岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

(福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則(平成12年福岡市規則第144号)の一部を次のように改正する。

第28条中「住宅都市局建築指導部開発・建築調整課」を「住宅都市みどり局建築指導部建築調整課」に改める。

第32条中「住宅都市局長」を「住宅都市みどり局長」に改める。

(福岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 福岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（平成29年福岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第13条中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

